

発議第5号

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年7月18日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

釜井 敏行

西條 エリ子

森中 秀哲

山下 典子

赤堀 久実

田中 覚

記

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項の一部改正

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができる事項(平成16年11月11日議決)の一部を次のように改正する。

第1項ただし書中「2,000万円以内」を「1,000万円以内」に改める。